

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年 7月19日(金) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会長	1番	中浦 優					
副会長	2番	岩倉 節夫					
委員	3番	栗田 美博	4番	松浦 功	5番	近藤 茂義	
	6番	赤股 誠司	7番	雨霧 弘	8番	山口 靖永	
	9番	西岡 登士男	10番	林 一典			
	12番	臼杵 慶幸	13番	白川 清茂	14番	三原 俊雄	
			16番	黒木 輝美	17番	鈴木 多計士	
	18番	秦 守	19番	高橋 豊文			

欠席委員 2名

欠席者 11番 鈴木 勉 15番 西村 登志子

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広
職員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

議案第1号 農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号 非農地証明願承認の件
議案第3号 農用地利用集積計画諮問の件
議案第4号 その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和6年7月19日)

副町長 (挨拶)

会 長 それではただ今より、7月の定例会を開会します。

本日 11番 鈴木勉 委員
15番 西村 委員
より欠席の届出がありますので御報告します。

出席委員は19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。

本日の議事録署名人につきましては、3番 栗田委員、4番 松浦委員 よろしくをお願いします。

本日の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が 2件あります。御審議よろしくをお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 2筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []
■譲渡人事由 資金を必要とするため ■譲渡人事由 経営規模拡大
■申請地 炭所西字 []番 3 田 868 m²他 2筆 地籍合計 1228 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 25387 m²
■自宅から申請地までの通作距離 1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年6月12日
■現地調査実施日
令和6年7月8日
■営農計画書(様式第3号)
飼料を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 250 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 8筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲渡人事由 経営規模拡大
■申請地 長尾字上田 []番 田 2893 m²他 8筆 地籍合計 11239 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16636 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年6月4日
■現地調査実施日

令和6年7月8日

■営農計画書（様式第3号）

米、季節野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 280日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 2筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 吉野字 [] 番1 田 1960㎡他 2筆 地籍合計 4010㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 10859㎡

■自宅から申請地までの通作距離 0.3km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和6年5月30日

■現地調査実施日

令和6年7月8日

■営農計画書（様式第3号）

水稻、トマトを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 240日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 4筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 吉野字 [] 番3 田 63㎡他 4筆 地籍合計 1986㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 20519㎡

■自宅から申請地までの通作距離 12km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和6年6月12日

■現地調査実施日

令和6年7月8日

■営農計画書（様式第3号）

露地野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 250日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 兼業・高齢化による規模縮小 ■譲受人事由 相手方の要望

■申請地 吉野下字 [] 番 田 549㎡1筆 地籍合計 549㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 549㎡

■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年7月5日
■現地調査実施日
令和6年7月8日
■営農計画書（様式第3号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 塩入字 [REDACTED] 番7 畑 332 m² 1筆 地籍合計 332 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 332 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年6月25日
■営農計画書（様式第3号）
果樹を作付予定
■現地調査実施日
令和6年7月8日
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 2筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 [REDACTED] 番2 田 662 m²他 2筆 地籍合計 1201 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 4190 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年6月24日
■現地調査実施日
令和6年7月8日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。 番号1の担当 黒木委員、よろしくお願いします。

黒木委員 (補足説明 3条-1)
7月13日に推進委員の小野さんと連絡を取りまして、15日に話をしまして、
■■■■さんに電話をして連絡を取ったのですが、時間が取れないということで、
電話で内容を確認いたしました。15日に■■■■さん宅に推進員の小野さんと■■■■
■■■■さん■■■■さんの両名と話をしました。中讃広域道沿いと江畑集会場の近く
ということを確認致しました。後は事務局の説明通りです。問題はない
と思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2の担当、鈴木多計士委員、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3条-2)
7月12日に現地確認、また申請人双方に申請内容を確認しました。現地確認
につきましては、畑の2,033㎡は既に山林化してしまっていて中に入ることができ
ませんでした。また■■■■氏にお聞きしますと、本人も確認していないとい
うことでした。他の農地につきましては確認致しました。申請内容の確認につ
いては、■■■■さんの父の四十九日を終えて、■■■■さんの方から自分は大阪に住
んでいるので管理ができないので、売買のお話があったそうです。■■■■さんも5
反の農地をお持ちですので、今回の合わせると結構増えます。息子と相談して
考えると言っておりました。また、■■■■氏につきましては、大阪ですので電
話で売手の意思を確認致しました。以上でございます。詳細については事務局
の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3、4の担当、高橋委員、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 3条-3.4)
番号3ですが、7月15日に現地調査を行いました。■■■■さんには会え
なかつたので、電話で話を伺いました。■■■■さんは以前息子さんがトマトを
作られていたのですが、病気で亡くなって息子さんの意思で後を継いでほしい
ということで、1年半前にハウスを分けてもらってしていましたが、その後も
耕作するのかなと思っていましたが、労働力不足でできなく1年半ぐらいほ
つたらかしでいましたが、今回近くの■■■■さんが定年で、今農大に行って研
修してるそうです。それで、ミニトマトを作りたいと話がまとまって売買契約
になりました。
番号4の■■■■さんと■■■■さんも7月15日の同じ日になりますが、■■■■さん
は農業廃止ということで後継者もないということです。善通寺の■■■■さんは
遠いのでどうかなと思いましたが、綾歌の岡田の方にも田んぼを借りて自作地
も持っています。後は荒らさないようお願いしています。かなり遠いところ
から機械を運んでいるということで、別に問題はないと思いますので、よろし
くお願い致します。

会 長 続きまして、番号5は私が説明します。

中浦委員 (補足説明 3条-5)
去る12日、■■■■の社長と話をし現地確認を致しました。この件は、私
共のファームが預かっておりまして、持ち主の■■■■さんは息子さんが亡くなら
れて、お母さんのも高齢で施設を行ったり来たりして、労働力不足といいま
すか、■■■■さんにいたしましては、本宅の直ぐ裏の農地になりますので双方の思

惑が一致しまして今回の運びとなりました。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

会 長 続きまして、番号6の担当、林委員、よろしくお願ひします。

林委員 (補足説明 3条-6)
7月15日に、鈴木最適化委員と一緒に■■■■さんのところにお伺ひしました。現地の畑には柿が植わっておりました。これから成長させるそうです。何も問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひ致します。

会 長 続きまして、番号7の補足説明を事務局からお願ひします。

事務局(佐野) (補足説明 3条-7)
7月17日に鈴木勉さんが来庁され、現地確認を行い何も問題なしということで報告を受けております。それと■■■■さんが、お嫁に行くときに嫁入り道具で持たせてくれた農地です。管理は■■■■さんが行っていたということをお聞きしています。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第2号、非農地証明願承認の件を議題とします事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (非農地証明 説明) (非農地証明願)
番号1 農業用施設(露天作業場)
*申請地:七箇字■■■■番1 地目 畑 面積 32 m²
*農地区分:第2種農地~JR塩入駅より北東側約470mに位置する農地。
*申請目的:農業用施設(露天作業場)
~本申請地は、所有宅地に隣接しており、狭小地で耕作不便な為に、作業場等として利用してきました。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付:申請地~1筆
適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) イ
耕作の事業を行う者が、その農地(2アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

番号2 山林(荒廃)
*申請地:後山字■■■■番 他2筆 地目 田 計面積 1774 m²

*農地区分：第2種農地～仲南支所より南西側約1.5kmに位置する農地。

*申請目的：山林（荒廢）

～本申請地は、山林に隣接し労力不足等から、管理ができておらず、少なくとも20年以上放置され荒廢している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～3筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廢し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の補足説明を事務局からお願いします。

事務局(岡本) (補足説明 非-1)
7月17日に担当委員である鈴木勉さんより電話がありまして、現地の確認を行い、特に問題はないということで報告を受けております。

会 長 続きまして、番号2の担当、岩倉副会長、よろしくをお願いします。

岩倉委員 (補足説明 非-2)
この件につきましては、非農地というのは個人で申請するのと、後山地区で39筆を一度にします。これは個人としてでなく農業委員会として出します。大口の■■■■さんの方は後山が掛かってところと大口が掛かっているということで、岡本君と39筆を一緒に行きました。■■■■さんのところもやむおえなく非農地になるということでございます。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画諮問(しもん)の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
- 事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質問等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の1番について、承認されました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、その他の2番、非農地判断について、事務局の報告を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地判断について 説明)
- 後山地区 39 筆合計 66,427 m²
- 事務局(岡本) 補足説明がありましたら、岩倉副会長よろしくお願ひいたします。
- 岩倉委員 この件につきまして、まんのう町は非農地が多いということで、法務局と県に相談してますと、農業委員会ですることができるということで、この件につきまして後山の自治会長を寄せて、そういった話をしました。税務課に多田君が変わってきました、多田君も農業委員会におりまして判取りもしますということで、多田君にお願いしました。判だけでいけるように今からしていこうと思います。これに関しましては、岡本君と私の方が確認致しました。
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)
8月の予定につきまして報告いたします。

農地法申請	8月 5日(月)	締め切り
定例会	8月20日(火)	午前9時30から

会 長 (閉会あいさつ)
以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。